

射水市告示第 2 号

法人市民税の申告等の期限の指定について

射水市市税条例（平成 17 年射水市条例第 78 号）第 18 条の 2 第 1 項の規定により、法人市民税の申告等の期限の延長について（令和 6 年射水市告示第 11 号）において別途告示で定める期限のうち、次の指定地域に主たる事務所又は事業所を有する者に係るもので、その期限が令和 6 年 1 月 1 日から令和 7 年 1 月 30 日までの間に到来するものについては、令和 7 年 1 月 31 日とする。

令和 7 年 1 月 9 日

射水市長 夏 野 元 志



指定地域	
都道府県名	地域
石川県	七尾市、羽咋郡志賀町